

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	和歌山信愛大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配 置 困 難	
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計			
教育学部	子ども教育学科	夜・通信	-	36	138	174	13		
(備考)									

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

2025年度シラバス(講義要項)内に記載・冊子を全学生に配布・公表している。

また和歌山信愛大学ホームページにて「シラバス」の電子データを公表している。

(情報公開) https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/
(シラバス) https://www.wsu.ac.jp/campus_life/syllabus/

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由) 特記事項なし

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	和歌山信愛大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

和歌山信愛大学ホームページ
(情報公開) https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/
にて公表している。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	株式会社 取締役社長	令和7年5月26日 ～令和8年5月25日	コンプライアンス等について
非常勤	宗教法人役員	令和7年5月26日 ～令和8年5月25日	ミッションスクールの経験者として運営に参画
(備考)			

様式第2号の3【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	和歌山信愛大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

学生が授業内容を把握し、見通しをもって履修計画を立てることができるように、全科目の「シラバス」を作成し、その冊子を年度初めに配布している。「シラバス」には授業科目名、必修・選択の種別、単位数、担当教員名、担当形態、授業の到達目標及びテーマ、授業概要、授業計画、テキスト、参考書・参考資料など、学生に対する評価の方法・配分について記載している。

作成された「シラバス」は、年度初めの4月当初に学生オリエンテーションにて全学生への配布、及び和歌山信愛大学ホームページ内にて公表している。

授業計画書の公表方法	和歌山信愛大学ホームページ (学生生活のてびき・シラバス) https://www.wsu.ac.jp/campus_life/syllabus/ にてシラバスを公表。 また年度初めにシラバスを冊子にて、全学生に配布・公表している。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

「学則」及び「履修規程」により、厳格かつ適正に評価・単位認定を実施する旨を規程している。規程の実施・実務については、学内に設置している「教学センター」がその取り組み業務を行っている。

以下、「学則」より抜粋

(学則第7章より)

第7章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第30条 学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。
- 3 授業科目を分けて、共通基礎科目及び専門教育科目とする。

(授業科目及び単位数)

第31条 第30条に掲げる授業科目及び単位数は、別表1の通り定める。

(卒業に必要な単位数)

第32条 教育学部の卒業所要単位数は124単位以上とする。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

第34条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定に関わらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学習等に考慮して単位数を定めることができる。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第35条 授業科目を履修し、その試験又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。
- 3 試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第36条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数及び授業期間)

第37条 每学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週以上とする。

(履修方法及び上限設定等)

第38条 学生は、本学に4年以上在学し、学部所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。
- 3 学部は、前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間に上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 4 前三項の履修方法については別に定める。

以下、「履修規程」より抜粋

(履修規程)

(卒業の要件)

第5条 卒業の要件は、学則第32条及び第49条に定めるものの他、別表1に掲げる授業科目の区分ごとに定める単位を修得しなければならない。

(授業時間)

第6条 授業時間は45分間をもって1時間の学修とみなす。

(学期別授業数及び一时限の时间)

第7条 各学期の授業回数は14回を原則とし、1回1时限の时数を100分間とする。

(授業科目及び履修方法)

第8条 共通基礎科目及びその履修方法は別表2の通りとする。

- 2 専門教育科及びその履修方法は別表3の通りとする。
- 3 前1項および2項に定めるもののほか、臨時講義を開講することがある。

(授業の公示)

第9条 各学期に開講する授業科目、授業時間及び担当教員名は、学年又は学期の初めに公示する。

(履修科目の登録)

第10条 学生は、履修しようとする科目を、所定の期間内に所定の方法で登録しなければならない。ただし、授業科目によっては、受講者数を制限することがある。

- 2 前項の登録内容に不備がある場合は、所定の期間内に所定の方法で修正しなければならない。
- 3 登録後は、特別の場合を除き授業科目を変えることはできない。

(履修登録の制約等)

- 第11条 次に掲げる授業科目は、原則として履修することが出来ない。
- (1) 異なる学年次の授業科目
 - (2) 異なるクラス又はコースの授業科目
 - (3) 届出をしていない授業科目
 - (4) 既に単位を取得した授業科目
 - (5) 授業時間が重複する授業科目
- 2 履修の前提となる特別の制約が設定されている授業科目については、それを満たさない場合、履修できないことがある。
- 3 以下の場合、配当学年次、クラス及びコースを越えた履修を許可する。
- (1) 不合格となった授業科目の再履修
 - (2) 第3年学年末のGPAが3.0を超える学生の履修
 - (3) その他の事由により、学長が許可した場合
- 4 専門ゼミナールⅡの単位を修得したが、第5条に定める卒業の要件を満たさず、卒業延期となった学生は、引き続き、専門ゼミナールⅡを履修することとする。

(教育実習の受講資格)

- 第12条 教育実習の受講資格は以下の通りとする。
- (1) 幼稚園実習Ⅱ及び小学校実習については、教員免許状取得に必要な全ての科目（教育実践に関する科目を除く）の単位を修得済み、または当該学年次に修得見込みであること。
 - (2) 幼稚園実習Ⅱ及び小学校実習については、原則として小幼コースの学生は「教科実践研究」、幼保コースの学生は「保育内容実践研究」を3年次に履修していること。
 - (3) 幼稚園実習Ⅱ及び小学校実習については、実習実施前年度までに80単位以上の卒業単位を修得済であること。

(保育実習の受講資格)

- 第13条 保育実習の受講資格は以下の通りとする。保育実習Ⅱ・Ⅲについては、保育士資格取得に必要な全ての科目の単位を修得済み、または当該学年次に修得見込みであること。

(履修登録単位数の上限)

- 第14条 当該年度中に履修登録できる単位数の上限を原則49単位とする。
- 2 実技、実習及びその事前事後指導に関する科目は、前項に定める単位数に算入しない。
 - 3 GPAが3.0以上の学生には、第2学年次以降登録単位上限数を超えた履修登録を許可する。

(授業の出席)

- 第15条 全ての授業科目について、開講時数の全てに出席することを基本とする。当該履修科目における出席回数が、講義、演習、実技は、開講時数の3分の2以上に達しない場合は原則として単位の修得ができない。
- 2 実習は、所定の全授業日数の出席をもって成績評価の基本要件とするため、病気又はやむを得ない場合を除き、原則として欠席を認めない。病気又はやむを得ない事由による欠席についての取り扱いは別に定める。各授業時間の3分の1を越えての遅刻又は早退は欠席とみなす。それ以外の遅刻又は早退は、3回で1回の欠席とする。

(試験)

- 第16条 学則第35条の規程に定める授業科目の試験（以下「試験」という。）は、平常試験及び学期末に期間を決めて行う定期試験、またはこれらの併用により行う。定期試験は、授業科目ごとに、当該授業が修了した学期末の所定の期間に行う。
- 2 試験は、筆記試験、口述試験、実技試験等、授業の方法に応じて、適切な方法により学修の成果を評価して行うことができる。
 - 3 定期試験は、当該授業科目の実施時数の3分の2以上の出席を満たさなければ、原則として、受けることができない。
 - 4 試験において不正行為を行った者には、学則第53条の規定による懲戒を行う。
 - 5 前項に規定する者のその期の履修登録は全て無効とする。
ただし、学外での実習・演習を制度上必須の条件として単位認定される授業科目は、無効とする科目から除外されることがある。

(追試験等)

- 第17条 疾病その他やむを得ない事由で定期試験を受験できなかった者には、追試験を行うことがある。
- 2 追試験を受けようとする者は、当該学期の定期試験の終了後7日以内に、追試験願にその事由を証明する診断書等を添えて、担当教員に提出しなければならない。
 - 3 追試験に関し必要な事項は別に定める。
 - 4 再試験は、原則として行わない。
 - 5 第4学年次の履修科目のうち、卒業必修科目については、再試験を行うことがある。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

本学では、客観的な指標として GPA を下記のように設定している。
成績の評価及び学修成果の評価については、明確に「履修のてびき」に記載し、全学生に「履修のてびき」の配布及び和歌山信愛大学ホームページにより公表している。

以下、「履修のてびき」より抜粋

(成績の評価)

第18条 学業成績の評価は、100点法をもってあらわす。

- 2 学業成績評価の学籍簿等への記載は、秀、優、良、可、不可の評語を用い次に示す基準により点数法から換算する。

秀	90点以上
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	59点以下

- 3 学業成績評価 60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。

(学修成果の評価)

第19条 前条の成績の評価に対して次の各号に掲げるグレード・ポイント

(以下「GP」という。)を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目の GP の平均(以下「GPA」という。)を算出し、学修成果の評価を行う。

区分	評価	GP
合格	秀	4.0
	優	3.0
	良	2.0
	可	1.0
不合格	不可	0.0

- 2 GPA として、学期単位での学修状況と成績を示す学期 GPA と、在学中ににおける全学期の学修状況と成績を示す通算 GPA の二種類を使用する。

- 3 前項の GPA は、それぞれ以下の計算式によって算定する。

学期 GPA

(その学期に評価を受けた科目で得た GP×その科目の単位数) の
合計÷その学期に評価を受けた科目の単位数の合計

通算 GPA

((各学期に評価を受けた科目で得た GP×その科目の単位数) の合計)
総和÷各学期に評価を受けた科目の単位数の合計

成績の分布を示す資料は、本学に導入している学務システムよりデータを抽出し、GPA を基準として、下位 1/4 の状況を示す資料を作成する。

<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>「履修のてびき」(P12)に成績評価及びGPAの算出方法について記載、「履修のてびき」は全学生へ配布している。 (学生生活のてびき・シラバス)にてホームページでも公表している。 https://www.wsu.ac.jp/campus_life/syllabus/</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p>	<p>「学則」にて、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)を定めている。 「学則」が記載されている「履修のてびき」は全学生に配布及び和歌山信愛大学ホームページにより公表している。</p>

以下、「学則」より抜粋

第9章 卒業及び学士の学位

(卒業認定・学位授与の方針)

- 第49条 本学に4年以上在学し、以下の各号に規定する能力を身に付けるべく編成された教育課程の学修を通じ、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。
- 一 一人ひとりを大切にする人間愛と広い視野、それらを支える心身の健康を身に付けている。
 - 二 人と人との繋がりを重視した高いコミュニケーション力で、世代を越えて友好な関係を構築し、奉仕の精神で周囲の信頼を得て主体的に協力してもらえる状況を作り出すことができる。
 - 三 郷土を支える意欲と課題解決力を有し、地域の未来に貢献できる。
 - 四 職業人として、専門的知識・技能に基づく高い実践力を身に付けている。
 - 五 様々な問題を主体的に学び、探求し、独自の発想で課題解決にあたることができる。
- 2 前項の規定に加え、教育学部では、以下の各号に定める能力を身に付けるべく編成された教育課程の学修を通じ、所定の単位を修得した者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定し、学士（教育学）の学位を授与する。
- 一 一人ひとりを大切にする人間愛と広い視野、それらを支える心身の健康を身に付けている。
 - 二 人と人との繋がりを重視した高いコミュニケーション力で、世代を越えて友好な関係を構築し、奉仕の精神で周囲の信頼を得、主体的に協力してもらえる状況を作り出すことができる。
 - 三 郷土を支える意欲と課題解決力を有し、子どもと地域の将来に貢献する教育者としての自覚をもって行動できる。
 - 四 学童期までの継続性に理解のある教育を担う専門的実践力と、子ども一人ひとりに寄り添う支援力を身に付けている。
 - 五 主体的に学び、探求し、独自の発想で子どもや地域に関わる問題の解決にあたることができる。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	和歌山信愛大学ホームページ(大学案内・3つのポリシー) https://www.wsu.ac.jp/about/policy/ にて公表 全学生に配布している「履修のてびき」にも記載・公表して いる。また、ホームページでも公表している。 https://www.wsu.ac.jp/campus_life/syllabus/
----------------------	--

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	和歌山信愛大学
設置者名	学校法人和歌山信愛女学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	和歌山信愛大学ホームページ(情報公開)にて公表 https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/
収支計算書又は損益計算書	和歌山信愛大学ホームページ(情報公開)にて公表 https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/
財産目録	和歌山信愛大学ホームページ(情報公開)にて公表 https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/
事業報告書	和歌山信愛大学ホームページ(情報公開)にて公表 https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/
監事による監査報告（書）	和歌山信愛大学ホームページ(情報公開)にて公表 https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/

2. 事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：	対象年度：)
公表方法：	
中長期計画（名称：	対象年度：)
公表方法：	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法：自己点検・評価の結果を和歌山信愛大学ホームページ(情報公開)にて公表している。 https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/ また、和歌山信愛大学ホームページ(情報公開)に学生による授業評価アンケートの公開を行っている。 https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/ また、個別授業評価アンケート集計結果については、本学図書館(一部開放している)にて閲覧できる。
--

(2) 認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 教育学部子ども教育学科
教育研究上の目的 (公表方法 : 和歌山信愛大学ホームページにて公表。 (基本理念) https://www.wsu.ac.jp/about/spilit_and_philosophy/philiophy/goal (信愛教育) https://www.wsu.ac.jp/about/spilit_and_philosophy/philiophy/shinai_education/ (教育目標) https://www.wsu.ac.jp/about/spilit_and_philosophy/philiophy/goal) (概要) 教育基本法及び学校基本法の精神に則り、建学の精神に基づく豊かな人間性の涵養を目指すとともに、深く専門の学術を教授研究し、職業人としての高度な専門性で地域と社会の発展に寄与する、自立した人材を育成することを目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法 : 和歌山信愛大学ホームページにて公表。 https://www.wsu.ac.jp/about/policy) (概要) 卒業の認定に関し、本学で「学則」において、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を規程している。
<卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)> 本学教育学部子ども教育学科では、以下の能力を修得した学生に卒業認定をし、学士(教育学)を授与します。 <ul style="list-style-type: none">・一人ひとりを大切にする人間愛と広い視野、それらを支える心身の健康を身に付けている。・人と人との繋がりを重視した高いコミュニケーション力で、世代を越えて友好な関係を構築し、奉仕の精神で周囲の信頼を得て主体的に協力してもらえる状況を作り出すことができる。・郷土を支える意欲と課題解決力を有し、子どもと地域の将来に貢献する教育者としての自覚をもって行動できる。・学童期までの継続性に理解のある教育を担う専門的実践力と、子ども一人ひとりに寄り添う支援力を身に付けている。・主体的に学び、探求し、独自の発想で子どもや地域に関わる問題の解決にあたることができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法 : 和歌山信愛大学ホームページにて公表。 https://www.wsu.ac.jp/about/policy) (概要) 教育課程の編成及び実施に関し、本学で「学則」において、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」を規程している。
<教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)> 本学教育学部子ども教育学科では、以下の方針でカリキュラムを編成しています。 <ul style="list-style-type: none">・1年次を教員としての「基盤形成」、2年次を「専門基礎」、3年次を「専門展開」、4年次を「統合と探求」の時期とし、「共通基礎科目」と「専門教育科目」に分け、体系的に教育課程を編成する。

- ・建学の精神を背景とした豊かな人間性を有するリーダーを養成するために「信愛教育の基礎」「教育者の教養」「保健体育」を、そして、世代を越えて友好な関係を造る高い「コミュニケーション力」を育むために「リテラシー」を、「共通基礎科目」の教養科目群に開設する。
- ・「働く」ことを通して地域社会に貢献する人材を養成するために「教師塾」を「共通基礎科目」の教養科目群に開設する。
- ・地域課題を解決する意欲と能力を育むために「紀の国わかやまと世界」「地域探求科目」を、「共通基礎科目」の地域連携科目群に開設する。
- ・乳幼児・児童の教育・保育現場に起こる問題に臨機応変に対応できる高い「実践力」を育むために「理念・理論」「教科・保育内容の専門領域」「子ども理解」「教育・保育の指導法」「実習」を、子ども一人ひとりに寄り添い、その可能性を信じて伸ばすことができる「支援力」を育むために「子どものニーズ支援」を、そして、主体的に学び、探求し、他者と協働関係を築いて課題解決に取り組む「創造的思考力」を有した教育者・保育者を養成するために「課題探求科目」を、「専門教育科目」に開設する。

入学者の受け入れに関する方針（公表方法：和歌山信愛大学ホームページにて公表。
<https://www.wsu.ac.jp/about/policy>）

(概要)

入学者の受け入れに関し、本学で「学則」において、「入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)」を規程している。

<入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)>

求める人物像

- 1 和歌山信愛大学の建学の精神や教育目標を理解し、人への思いやりや愛情、人との関わりの大切さを学び、人間的に成長したいという意欲のある人
- 2 高等学校で学んだ教科・科目の知識・技能、および、思考力・判断力・表現力を十分に有し、好奇心・探究心にあふれ、主体的に学ぶ姿勢のある人
- 3 地域貢献に関心を持ち、地域のリーダーとして活躍しようとする意欲のある人
- 4 教諭や保育士として必要な資質を十分に理解し、学んだ知識・技能を活かして自らの資質を高める意欲のある人
- 5 教育・保育や関連する分野において、専門性を活かして社会に貢献する意欲のある人

②教育研究上の基本組織に関するこ

公表方法：和歌山信愛大学ホームページにて公表。

(機構図)<https://www.wsu.ac.jp/about/outline/organization/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関するこ

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
—	2人	—					2人
教育学部 子ども教育学科	—	10人	2人	2人	3人	人	17人
	—	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
		人	33人				33人
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)		公表方法：和歌山信愛大学ホームページ(研究者情報)により公表。 https://www.wsu.ac.jp/researchers/education/					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
<ul style="list-style-type: none"> 学内にFD・SD委員会を組織している。 <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度より、FD・SD委員会主導で年間計画を立て、学内研修等を実施した。 令和2年度においても、FD・SD委員会主導で年間計画を立て、学内研修等を実施した。 令和3年度においても、FD・SD委員会主導で年間計画を立て、学内研修等を実施した。 令和4年度においても、FD・SD委員会主導で年間計画を立て、学内研修等を実施した。 令和5年度より、自己点検評価委員会主導でFD・SD年間活動計画を立て、学内研修等を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> 5月29日 「建学の精神と信愛教育」 7月31日 「教育研究についての研修」 8月7日 「人権に関する研修会」 3月11日 「2023年度のまとめー委員会等の活動報告ー」 令和6年度においては、自己点検評価委員会主導でFD・SD年間活動計画を立て、学内研修等を実施した。 令和7年度においても、自己点検評価委員会主導でFD・SD年間活動計画を立て、学内研修等を実施する予定である。 							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
教育学部 子ども教育学 科	80 人	65 人	81.2%	320 人	267 人	83.4%	0 人	0 人
合計	80 人	65 人	81.2%	320 人	267 人	83.4%	0 人	0 人

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
教育学部 子ども教育学科	66人 (100%)	0人 (0%)	66人 (100%)	0人 (0%)
合計	66人 (100%)	0人 (0%)	66人 (100%)	0人 (0%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ

(概要)

「学則」及び「履修規程」により、授業科目及び授業の方法について、厳格かつ適正に評価・単位認定を実施する旨を規程している。また、年間の授業計画については、「学則」及び「履修規程」の事項を遵守すべく、実施の実務を学内に設置している「教学センター」が主となり、教員との連携を取りながら計画を立てている。

以下、「学則」より抜粋

(学則第7章より)

第7章 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第30条 学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。

3 授業科目を分けて、共通基礎科目及び専門教育科目とする。

(授業科目及び単位数)

第31条 第30条に掲げる授業科目及び単位数は、別表1の通り定める。

(卒業に必要な単位数)

第32条 教育学部の卒業所要単位数は124単位以上とする。

(授業の方法)

第33条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

第34条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義及び演習については15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実習または実技のうち 2 以上 の方法の併用により行う場合については、前各号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって 1 単位とする。
- 2 前項の規定に関わらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学習等に考慮して単位数を定めることができる。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

- 第35条 授業科目を履修し、その試験又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。
 - 3 試験に關し、必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

- 第36条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数及び授業期間)

- 第37条 每学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35 週以上とする。

(履修方法及び上限設定等)

- 第38条 学生は、本学に 4 年以上在学し、学部所定の授業科目を履修しなければならない。
- 2 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1 年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。
 - 3 学部は、前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の 1 年間に上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
 - 4 前三項の履修方法については別に定める。

以下、「履修規程」より抜粋

(履修規程)

(卒業の要件)

- 第5条 卒業の要件は、学則第 32 条及び第 49 条に定めるものの他、別表 1 に掲げる授業科目の区分ごとに定める単位を修得しなければならない。

(授業時間)

- 第6条 授業時間は 45 分間をもって 1 時間の学修とみなす。

(学期別授業数及び一時限の時間)

- 第7条 各学期の授業回数は 14 回を原則とし、1 回 1 時限の時数を 100 分間とする。

(授業科目及び履修方法)

- 第8条 共通基礎科目及びその履修方法は別表 2 の通りとする。

- 2 専門教育科及びその履修方法は別表 3 の通りとする。

3 前1項および2項に定めるもののほか、臨時講義を開講することがある。

(授業の公示)

第9条 各学期に開講する授業科目、授業時間及び担当教員名は、学年又は学期の初めに公示する。

(履修科目の登録)

- 第10条 学生は、履修しようとする科目を、所定の期間内に所定の方法で登録しなければならない。ただし、授業科目によっては、受講者数を制限することがある。
- 2 前項の登録内容に不備がある場合は、所定の期間内に所定の方法で修正しなければならない。
 - 3 登録後は、特別の場合を除き授業科目を変えることはできない。

(履修登録の制約等)

- 第11条 次に掲げる授業科目は、原則として履修することが出来ない。
- (1) 異なる学年次の授業科目
 - (2) 異なるクラス又はコースの授業科目
 - (3) 届出をしていない授業科目
 - (4) 既に単位を取得した授業科目
 - (5) 授業時間が重複する授業科目
- 2 履修の前提となる特別の制約が設定されている授業科目については、それを満たさない場合、履修できないことがある。
 - 3 以下の場合、配当学年次、クラス及びコースを越えた履修を許可する。
 - (1) 不合格となった授業科目の再履修
 - (2) 第3年学年末のGPAが3.0を超える学生の履修
 - (3) その他の事由により、学長が許可した場合
 - 4 専門ゼミナールⅡの単位を修得したが、第5条に定める卒業の要件を満たさず、卒業延期となった学生は、引き続き、専門ゼミナールⅡを履修することとする。

(教育実習の受講資格)

第12条 教育実習の受講資格は以下の通りとする。

- (1) 幼稚園実習Ⅱ及び小学校実習については、教員免許状取得に必要な全ての科目（教育実践に関する科目を除く）の単位を修得済み、または当該学年次に修得見込みであること。
- (2) 幼稚園実習Ⅱ及び小学校実習については、原則として小幼コースの学生は「教科実践研究」、幼保コースの学生は「保育内容実践研究」を3年次に履修していること。
- (3) 幼稚園実習Ⅱ及び小学校実習については、実習実施前年度までに80単位以上の卒業単位を修得済であること。

(保育実習の受講資格)

第13条 保育実習の受講資格は以下の通りとする。保育実習Ⅱ・Ⅲについては、保育士資格取得に必要な全ての科目の単位を修得済み、または当該学年次に修得見込みであること。

(履修登録単位数の上限)

第14条 当該年度中に履修登録できる単位数の上限を原則49単位とする。

- 2 実技、実習及びその事前事後指導に関する科目は、前項に定める単位数に算入しない。
- 3 GPA が 3.0 以上の学生には、第 2 学年次以降登録単位上限数を超えた履修登録を許可する。

(授業の出席)

- 第 15 条 全ての授業科目について、開講時数の全てに出席することを基本とする。当該履修科目における出席回数が、講義、演習、実技は、開講時数の 3 分の 2 以上に達しない場合は原則として単位の修得ができない。
- 2 実習は、所定の全授業日数の出席をもって成績評価の基本要件とするため、病気又はやむを得ない場合を除き、原則として欠席を認めない。病気又はやむを得ない事由による欠席についての取り扱いは別に定める。各授業時間の 3 分の 1 を越えての遅刻又は早退は欠席と見なす。それ以外の遅刻又は早退は、3 回で 1 回の欠席とする。

(試験)

- 第 16 条 学則第 35 条の規程に定める授業科目の試験（以下「試験」という。）は、平常試験及び学期末に期間を決めて行う定期試験、またはこれらの併用により行う。定期試験は、授業科目ごとに、当該授業が修了した学期末の所定の期間に行う。
- 2 試験は、筆記試験、口述試験、実技試験等、授業の方法に応じて、適切な方法により学修の成果を評価して行うことができる。
 - 3 定期試験は、当該授業科目の実施時数の 3 分の 2 以上の出席を満たさなければ、原則として、受けることができない。
 - 4 試験において不正行為を行った者には、学則第 53 条の規定による懲戒を行う。
 - 5 前項に規定する者のその期の履修登録は全て無効とする。ただし、学外での実習・演習を制度上必須の条件として単位認定される授業科目は、無効とする科目から除外されることがある。

(追試験等)

- 第 17 条 疾病その他やむを得ない事由で定期試験を受験できなかった者には、追試験を行うことがある。
- 2 追試験を受けようとする者は、当該学期の定期試験の終了後 7 日以内に、追試験願にその事由を証明する診断書等を添えて、担当教員に提出しなければならない。
 - 3 追試験に関し必要な事項は別に定める。
 - 4 再試験は、原則として行わない。
 - 5 第 4 学年次の履修科目のうち、卒業必修科目については、再試験を行うことがある。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

(概要)

本学では、学修の成果に関わる評価を実施するにあたり、客観的な指標として GPA を下記のように設定し、成績の評価及び学修成果を評価している。

卒業又は修了の認定にあたっては「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を規程し、認定の基準を明確化している。

これらの事項は「学則」及び「履修のてびき」にその旨を記載し、全学生への配布及びホームページにて公表する。

以下、「履修のてびき」より抜粋

(成績の評価)

第18条 学業成績の評価は、100点法をもってあらわす。

2 学業成績評価の学籍簿等への記載は、秀、優、良、可、不可の評語を用い次に示す基準により点数法から換算する。

秀	90点以上
優	80点～89点
良	70点～79点
可	60点～69点
不可	59点以下

3 学業成績評価 60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。

(学修成果の評価)

第19条 前条の成績の評価に対して次の各号に掲げるグレード・ポイント

(以下「GP」という。)を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目の GP の平均(以下「GPA」という。)を算出し、学修成果の評価を行う。

区分	評価	GP
合格	秀	4.0
	優	3.0
	良	2.0
	可	1.0
不合格	不可	0.0

2 GPA として、学期単位での学修状況と成績を示す学期 GPA と、在学中ににおける全学期の学修状況と成績を示す通算 GPA の二種類を使用する。

3 前項の GPA は、それぞれ以下の計算式によって算定する。

学期 GPA

(その学期に評価を受けた科目で得た GP×その科目の単位数) の
合計÷その学期に評価を受けた科目の単位数の合計

通算 GPA

((各学期に評価を受けた科目で得た GP×その科目の単位数) の合計)
の総和÷各学期に評価を受けた科目の単位数の合計

以下、「学則」より抜粋

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

本学教育学部子ども教育学科では、以下の能力を修得した学生に卒業認定をし、学士(教育学)を授与します。

- ・一人ひとりを大切にする人間愛と広い視野、それらを支える心身の健康を身に付けていく。
- ・人と人との繋がりを重視した高いコミュニケーション力で、世代を越えて友好な関係を構築し、奉仕の精神で周囲の信頼を得て主体的に協力してもらえる状況を作り出すことができる。
- ・郷土を支える意欲と課題解決力を有し、子どもと地域の将来に貢献する教育者としての自覚をもって行動できる。
- ・学童期までの継続性に理解のある教育を担う専門的実践力と、子ども一人ひとりに寄り添う支援力を身に付けている。
- ・主体的に学び、探求し、独自の発想で子どもや地域に関わる問題の解決にあたることができる。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
教育学部	子ども教育学科	124 単位	(有)・無	49 単位
		単位	有・無	単位
G P Aの活用状況 (任意記載事項)		公表方法：「履修のてびき」(P12-P14)にて GPAによる指導を記載・公表している。		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関するこ

公表方法：和歌山信愛大学ホームページ及び「学生便覧」にて館内及び大学全体の校地・校舎の状況を公表。

(学生便覧 P. i ~ vi)http://www.wsu.ac.jp/campus_life/syllabus/

(キャンパスマップ)https://www.wsu.ac.jp/campus_life/campusmap/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
教育学部	子ども 教育学科	840,000 円	230,000 円	360,000 円	その他内訳 教育充実費：280,000 円 実験実習費：80,000 円

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

（概要）

本学内「教学センター」にて
 ①履修登録 ②試験 ③成績に関すること ④実習に関すること ⑤学生相談の窓口
 ⑥学習支援に関すること ⑦学外活動に関すること ⑧留学に関すること
 ⑨奨学金に関すること ⑩就職・進路支援に関すること ⑪学研災に関すること
 ⑫学籍の異動(休学・退学) など他、
 事務室とは異なる修学上の支援の対応体制を設けています。

※「学生便覧」P1にて支援に関する取り組み体制を公開しています。

また「学生便覧」をホームページにて公開、全学生にも冊子にて配布しています。

（学生便覧）https://www.wsu.ac.jp/campus_life/syllabus/

（教学センター）https://www.wsu.ac.jp/campus_life/consultation_counter/

b. 進路選択に係る支援に関する取組

（概要）

本学では、令和2年度より、就職対策セミナー（教養筆記試験対策）を正課の授業とは別に2年生を対象に開講しました。1回の授業時間は100分です。令和3年度以降も2年生を対象に開講しています。

また、令和3年度より、教員採用試験対策特別講座を正課の授業とは別に3年生を対象に開講しました。年間を通じて開講し、1回の授業時間は100分です。令和4年度以降も3年生を対象に開講しています。

また、令和4年度より、集中講座という形態で分野別の対策講座を開講しました。1回の授業時間は200分程度で、単発もしくは短期集中の講座です。さらに令和3年度に引き続いて開講した教員採用試験対策講座に加えて、公務員試験対策講座、企業就職対策講座を開講しました。令和5年度も開講しています。

また、令和5年度より面接指導をより充実させ、学生の就職希望に応じて定期的に個別で指導を行っています。

また、令和6年度も学生のニーズを踏まえ、より充実させた内容で上記講座及び面接指導を行っています。

令和7年度も学生のニーズを踏まえ、より充実させた内容で上記講座及び面接指導を行っています。

<https://www.wsu.ac.jp/career/program/>

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

（概要）

本学医務室では、身体やこころの健康について個人的な相談に応じています。また、心理カウンセラーの相談を学内で受けることもできます。

学生の窓口は、医務室及び教学センターが行っています。

「学生便覧」（P25）

（学生便覧）https://www.wsu.ac.jp/campus_life/syllabus/

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：和歌山信愛大学ホームページ・研究者情報の各研究者のページ内にて公表。
(研究者情報)<https://www.wsu.ac.jp/researchers/education/>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F130310109389
学校名（○○大学 等）	和歌山信愛大学
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人和歌山信愛女学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		62人（ - ）人	60人（ - ）人	64人（ - ）人
内訳	第Ⅰ区分	35人	34人	
	（うち多子世帯）	()人	()人	
	第Ⅱ区分	13人	-	
	（うち多子世帯）	()人	()人	
	第Ⅲ区分	-	13人	
	（うち多子世帯）	()人	()人	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	-	-	
	区分外（多子世帯）	人	人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				64人（ - ）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	年間		前半期	後半期
		修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	0人	人	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人	人	人
計	0人	人	人	人	人
(備考)					

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）
年間	0人 前半期 人 後半期 人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けしたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
G P A等が下位4分の1	13人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	13人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。